

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和 4 年 11 月 16 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
 同 太 田 眞 晴
 同 吉 川 知 恵子
 同 小 島 健 一
 同 作 山 ゆうすけ

1 措置の対象となった監査の結果

令和 4 年 8 月 19 日（神奈川県公報定期第 335 号）神奈川県監査委員公表第 20 号で公表した不適切事項のうち教育委員会分 8 か所に係る 9 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県教育委員会教育局 県西教育事務所	令和 4 年 4 月 26 日（令和 4 年 3 月 14 日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 1 「いのち」を大切にする心をはぐくむ教育講演会に係る講師謝礼ほか報償費 10 件、計 289,000 円について、支出負担行為としての整理及び支払が、履行確認後 3 月を超えて遅れていた。 2 ケント紙購入代 1 件、2,178 円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 講師謝礼の支払遅延等については、業務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、謝礼金支払に係る進行管理表を作成することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 ケント紙購入代の支払遅延については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、同法の理解を深めるとともに、業務の進捗状況について所内の確認を随時行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。

神奈川県立近代美術館	令和4年2月1日（令和3年12月15日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、「開館70周年記念空間の中のフォルムーアルベルト・ジャコメッティから桑山忠明まで」展ほか会場設営等委託契約（契約額1,672,000円）について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。	不適切事項については、見積合せの省略に関する規定の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則運用通知等の規定を正しく理解し、所属会議で周知するとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立光陵高等学校	令和4年3月1日（令和4年1月11日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝金に係る所得税及び復興特別所得税1件、5,742円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。	不適切事項については、進捗管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、新たに所得税納付についての進捗状況確認表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立舞岡高等学校	令和4年4月26日（令和4年3月24日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、電柱（本柱）1本及び支線1条に係る教育財産の目的外使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した平成31年2月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額63,355円のうち27,295円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。	不適切事項については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものであり、所属の管理財産について複数の職員で再度点検を行い、使用許可漏れのないことを確認した。 今後は、このようなことがないように、管理する財産の状況把握を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立川崎北高等学校	令和4年4月20日（令和4年1月24日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、令和3年11月9日に購入した図書カード（額面2,000円）について、神奈川県財務規則に定める出納の通知を行っていなかった。	不適切事項については、神奈川県財務規則等の理解が不足していたことによるものであり、令和4年4月20日に出納の通知を行った。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。

神奈川県立高浜高等学校	令和4年4月26日（令和4年1月12日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、エレベーター保守点検業務委託契約（契約額357,500円、契約期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の締結に当たり、契約日が令和3年4月6日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。</p>	<p>不適切事項については、契約書類の決裁時の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、契約書案の記載内容について複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立相模向陽館高等学校	令和4年3月30日（令和4年1月14日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、空調設備保守点検業務委託契約（契約総額2,776,400円、契約期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで）について、契約期間の開始日が令和3年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月7日に締結していた。</p>	<p>不適切事項については、契約事務に係る進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定等の再確認を行い、事務室内で共有を図るとともに、進行管理表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立秦野養護学校	令和4年3月2日（令和4年1月19日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、令和3年4月分の電気料金96,853円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息451円を支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、進行管理表への記入を徹底し、進行状況について職員間での情報共有を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>